

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第4回会議付属資料

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	条例・規則等の取扱い	細項目					
事務事業名		専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会		
調整方針	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの 4 失効するもの						
2 市 2 町 の 現 況			具 体 的 な 調 整 内 容				
例規集に登載されている条例等			新設合併が行われる場合、合併関係市町(西条市、東予市、丹原町及び小松町)は合併によって消滅するため、従来の4市町の条例・規則等は全て失効することになる。 そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行する必要がある。 なお、条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの (1) 条 例 …… 新市の市長職務執行者(地方自治法施行令第1条の2)の専決処分により即時制定し、施行する。(地方自治法第179条第1項) (2) 規則、その他 …… 新市の市長職務執行者の職権により制定し施行する。(地方自治法第15条第1項) 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの (1) 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの(議案提出権が長にない条例、各行政委員会の規則等) (2) 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行するもの 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの 新市の条例・規則等が制定、施行されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則等を新市の条例・規則等として引き続き施行する。(地方自治法施行令第3条) 4 失効するもの				
区 分	西 条 市	東 予 市				丹 原 町	小 松 町
条 例	222件	154件				141件	135件
規 則	176件	168件				123件	107件
その他(規程・要綱等)	157件	170件				94件	90件
計	555件	492件				358件	332件
(平成14年10月1日現在)							

条例・規則等の取扱いに関する法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(規則)

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

(第2項 省略)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

(長の職務を暫定的に行う者)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

(第2項 第3項 省略)

(条例・規則の暫定的施行)

第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

先例地の事例

(西東京市)

条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの

一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

(さいたま市)

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

(さぬき市)

5町同一の条例、規則等は原則として現行のとおりとする。

類似、相違しているもの及び1町または数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。

合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

(宇摩合併協議会(任意))

現行の条例等を次により、区分し、調整する。

合併と同時に長の専決処分により、即時制定施行させるもの

従来旧市町村で施行されていた条例等を、引き続き暫定施行させるもの

合併後、逐次制定し、施行させるもの

失効するもの

制定方法による分類

制定方法	内 容	例 示
専 決	<p>合併に伴い2市2町の全ての条例、規則等は失効することになります。</p> <p>新市発足の日に議会の開会は現実には不可能と考えられることから、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者が新市発足の日から必要な条例を専決処分により制定し、施行することとなります。</p> <p>また、新市発足の日から必要な規則については、地方自治法第15条第1項の規定により、市長職務執行者が制定し、施行することとなります。</p>	<p>○市の基本的事項に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の位置を定める条例 ・公告式条例 等 <p>○執行機関の組織に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の休日を定める条例 ・事務分掌条例 等 <p>○財政運営に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の作成及び公表に関する条例 ・特別会計設置条例 等 <p>○住民福祉増進のための事務事業に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館設置及び管理条例 ・福祉手当支給条例 等 <p>○使用料、手数料に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手数料条例 等 <p>○市税、国民健康保険税、介護保険料等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税条例 ・国民健康保険条例 ・介護保険条例 等 <p>○人事に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平委員会設置条例 ・職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例 等 <p>○報酬、給与等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬及び費用弁償条例 ・特別職の職員の給与に関する条例 ・一般職の職員の給与に関する条例 等
逐 次	<p>新市発足時には必要のない条例規則又は市長職務執行者の専決処分による制定になじまない条例については、合併後、逐次制定し、施行することとなります。</p>	<p>○表彰等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名誉市民条例 ・表彰条例 <p>○慣行関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市章、都市宣言 <p>○条例議案の提案権が長にないもの（議会の組織、運営に関するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会条例 ・議会事務局条例
暫 定	<p>地方自治法施行令第3条の規定により、新市の条例、規則が制定施行されるまでの間、必要な事項について、従来合併関係市町の地域に施行されていた条例又は規則を施行することができます。</p>	<p>○合併協議会での協議結果により、当分の間、旧市町の条例を当該地域に適用するとされたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西条市河川の清流を守る条例 ・（基金条例）

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	慣行の取扱い				細項目
事務事業名					専門部会名
					総務部会
					分科会名
					総務分科会
調整方針	1 市章については、合併後新たに定める。 2 市民憲章については、合併後新たに定める。 3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める 4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については地域の愛唱歌として伝承していく。 5 都市宣言等については、合併後調整する。				
現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容
市・町章	西条市章  西条の「西」の文字を組み合わせて図案化したもので、市の発展と和を輪型で象徴している。 (昭和26年9月30日議決)	東予市章  「東予」をかたかなの「トヨ」で円形に図案化したものである。 2つの円形で市の融和と団結を表わし、併せて限りなき発展を端的に象徴したものである。 (昭和47年9月22日制定)	丹原町章  丹原の「た」を、特産の「あたご柿」と重ねて図案化したもので、円は「町民の和」を、鋭角は「町の飛躍発展」を象徴している。 (昭和49年4月1日制定)	小松町章  全体の形を小松町の小の一字としている。小松、石根、石鎚の三町村の合併を三角と弧によって、がっちりとして三者が支え合って安定感を表している。中央の三角は、小松町有の山林を表すとともに、国定公園四国最高峰の石鎚山を象徴させている。全体的に円形は円満な合併町民性を三角の頂点は町の発展を表す。 (昭和33年6月14日制定)	市章については、合併後新たに定める。
	西条市民憲章 わたくしたちは、水の都西条の市民です。 わたくしたちの西条市は、霊峰石鎚の美しい自然と清流加茂の水に恵まれ、長い歴史と輝かしい伝統をもっています。 わたくしたちは、この郷土に誇りを持ち、働くことに生きがい、住むことに喜びを感じる理想のまち西条を築くため、この憲章を定めます。 1. わたくしたちは、自然を愛し、緑と清らかな水を守って、美しいまちにします。 2. わたくしたちは、教育に力をそそぎ、文化のまちにします。 3. わたくしたちは、スポーツに親しみ、健康で明るいまちにします。 4. わたくしたちは、産業を育て生産に励んで、豊かなまちにします。 5. わたくしたちは、隣人を愛し、助け合って暖かいまちにします。 【制定時期等】 昭和46年11月3日 市制30周年を記念し、市民から公募したものの中から市民憲章制定委員会に諮って選定。 昭和46年11月3日制定	東予市民憲章 わたくしたちの東予市は霊峰石鎚を仰ぎ瀬戸の海を見わたす道前平野にたくましくのびゆくまちです。 わたくしたちは「空青く水清らかな田園工業都市」をめざしてここに市民憲章を定めます。 みんなでそだてよう 花と緑の美しいまちを みんなでつくろう 心のかよう福祉のまちを みんなでめざそう 若さみなぎる健康のまちを みんなでできそう かおり豊かな文化のまちを みんなでのばそう 活気あふれる産業のまちを 【制定時期等】 昭和52年3月30日 市民から公募したものの中から市民憲章制定委員会が選定 昭和52年5月28日制定	丹原町民憲章 わたくしたちは、恵まれた自然とかがやかしい伝統にはぐくまれた丹原町に誇りを持ち、より活力と希望にみちた郷土をつくる心のよりどころとしてこの町民憲章を定めます。 1 豊かな自然をたいせつに住みよい町をつくりましょう 1 かおり高い文化を育て教育の町をつくりましょう 1 あたたかい心のふれあう福祉の町をつくりましょう 1 たくましく活気に満ちた産業の町をつくりましょう 1 スポーツに親しみ健康で明るい町をつくりましょう 【制定時期等】 昭和61年10月12日制定	(該当なし)	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	慣行の取扱い				細項目
事務事業名					専門部会名
調整方針					総務部会
現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容
市・町の木、花等	市樹 ころまつ（昭和44年1月1日制定）	市の樹 くすのき（昭和52年5月28日制定）	町の木 かき（昭和61年10月12日制定）	町の木 まつ（昭和60年3月12日制定）	市の木、花については、合併後新たに定める。
	市花 さくら（昭和44年1月1日制定）	市の花 つつじ（昭和52年5月28日制定）	町の花 さくら（昭和61年10月12日制定）	町の花 つばき（昭和60年3月12日制定）	
	市の鳥 カワセミ（平成2年12月20日制定）				市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。
	市の色 ブルー（平成2年12月20日制定）				
市・町の歌	西条まつりばやし（昭和54年度制作）	東予市音頭（昭和52年度制作）	丹原町歌（昭和51年6月30日制定） 丹原音頭（昭和53年度制作）	小松音頭（昭和63年3月13日制定）	市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。
都市宣言等	世界連邦平和都市宣言（昭和32年12月23日宣言） 暴力追放に関する決議（昭和33年9月30日決議） 交通安全都市宣言（昭和36年12月23日宣言） 衛生文化都市宣言（昭和37年12月20日宣言） 防犯都市宣言（昭和39年3月12日宣言） 公害追放都市宣言（昭和47年1月25日宣言） 核兵器廃絶・平和都市宣言（昭和61年3月24日宣言） 「ゆとり宣言」に関する決議（平成3年3月22日決議） 人権尊重都市宣言決議について（平成5年9月27日宣言）	非核平和都市宣言（昭和59年6月28日決議） ゆとり創造宣言（平成2年12月25日決議） 人権尊重都市宣言（平成5年6月26日決議） シートベルト完全着用宣言（平成7年6月23日決議） ボランティア推進都市宣言（平成12年9月26日決議）	人権尊重の町宣言（平成5年9月24日決議） シートベルト完全着用宣言（平成7年6月28日決議） 非核平和の町宣言（平成7年9月26日決議）	交通安全町宣言（昭和37年3月28日決議） 文教町宣言（昭和39年9月29日決議） 非核小松町宣言（昭和59年12月21日決議） 暴力追放宣言（昭和62年6月29日決議） 健康都市宣言（昭和63年9月20日決議） ゆとり創造宣言（平成2年9月27日決議） 人権尊重の町宣言（平成5年12月16日決議）	都市宣言等については、合併後調整する。

先 例 地 の 事 例

〔篠山市〕

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

〔西東京市〕

- (1) 市章は、新市において、調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は、新市において調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。

〔新潟市〕

- (1) 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。
ただし、黒埼町民憲章は、黒埼地区の憲章として継承していく。
- (2) 市民歌は、新潟市の制度に統一する。
ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。
- (3) 「市の木」「市の花」は、新潟市の制度に統一する。
ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。

〔徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会〕

- (1) 市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。
- (2) 市の花、木は、新市において調整する。
- (3) 都市宣言は、新市において調整する。

〔宇摩合併協議会〕

- (1) 市章については、新市名の決定後、新市発足までに選定し、新市において告示する。
- (2) 市の花、木、鳥については、新市において新たに定める。
- (3) 市民憲章については、新市において新たに定める。
- (4) 非核平和都市宣言、交通安全都市宣言、人権尊重都市宣言については、新市において宣言文を統一し都市宣言を行う。その他の都市宣言については新市において調整する。
- (5) 祭り等については、新市において地域性を尊重しながら、統一できるものについては逐次調整する。
- (6) 川之江市において宣城市と交わしている友好都市協定については、新市においてもこれを継承する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地方税の取扱い(その1)				細項目	
事務事業名					専門部会名	財務部会 分科会名 税務分科会
調整方針	<p>2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>1 個人市民税の均等割の税率については、地方税法第310条の規定により、2,500円とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>2 個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>3 法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例(制限税率 14.7%)による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>4 固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>5 軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。</p>					
区分・現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	課題	具体的な調整内容
個人市(町)民税	1 納税義務者 1月1日現在、市内に住所を有する個人等(実情は個人に限定)	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第294条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 均等割の税率 年額2,500円	2 均等割の税率 年額2,000円	2 均等割の税率 東予市と同じ	2 均等割の税率 東予市と同じ	人口区分の違いにより、西条市と他の1市2町とで均等割の税率(年額)に違いがある。	均等割の税率は、地方税法第310条の規定により、2,500円とする。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 <small>参考 地方税法第310条の人口区分 人口50万以上の市：年額3,000円 人口5万以上50万未満の市：2,500円 上記以外の市並びに町村：2,000円</small>
	3 所得割額の税率 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 12%	3 所得割額の税率 西条市と同じ	3 所得割額の税率 西条市と同じ	3 所得割額の税率 西条市と同じ	地方税法第314条の3に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	4 納期(普通徴収) 第1期 6月1日~同30日 第2期 8月1日~同31日 第3期 10月1日~同31日 第4期 1月5日~同31日	4 納期(普通徴収) 第1期 西条市と同じ 第2期 西条市と同じ 第3期 西条市と同じ 第4期 1月1日~同31日	4 納期(普通徴収) 第1期 6月16日~同30日 第2期 西条市と同じ 第3期 西条市と同じ 第4期 東予市と同じ	4 納期(普通徴収) 第1期 西条市と同じ 第2期 西条市と同じ 第3期 西条市と同じ 第4期 東予市と同じ	第1期及び第4期の始期が異なる。	納期は、西条市の例を基本に調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地方税の取扱い(その1)				細項目																															
事務事業名					専門部会名	財務部会 分科会名 税務分科会																														
調整方針																																				
区分・現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	課 題	具体的な調整内容																														
法人市(町)民税	1 納税義務者 (1)市内に事務所又は事業所を有する法人 (2)市内に事務所又は事業所を有しなく、寮等の施設を有する法人及び市内に事務所又は事業所又は寮等を有しない社団又は財団で代表者又は管理人を定めるもの	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第294条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。																														
	2 均等割税率 <table border="1"> <tr> <td>資本金</td> <td>従業員</td> <td>税額</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>10億円～50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1億円～10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円～1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>前各号に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </table>	資本金	従業員	税額	50億円超	50人超	300万円	10億円～50億円以下	50人超	175万円	10億円超	50人以下	41万円	1億円～10億円以下	50人超	40万円	"	50人以下	16万円	1千万円～1億円以下	50人超	15万円	"	50人以下	13万円	1千万円以下	50人超	12万円	前各号に掲げる法人以外の法人		5万円	2 均等割税率 西条市と同じ	2 均等割税率 西条市と同じ	2 均等割税率 西条市と同じ	地方税法第312条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	資本金	従業員	税額																																	
	50億円超	50人超	300万円																																	
10億円～50億円以下	50人超	175万円																																		
10億円超	50人以下	41万円																																		
1億円～10億円以下	50人超	40万円																																		
"	50人以下	16万円																																		
1千万円～1億円以下	50人超	15万円																																		
"	50人以下	13万円																																		
1千万円以下	50人超	12万円																																		
前各号に掲げる法人以外の法人		5万円																																		
3 法人税割税率 14.7%(制限税率)	3 法人税割税率 西条市と同じ	3 法人税割税率 12.3%(標準税率)	3 法人税割税率 丹原町と同じ	2市が制限税率で、2町が標準税率である。	法人税割の税率は、西条市、東予市の例(制限税率14.7%)による。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。																															
4 申告・納期 事業年度終了の日から2ヶ月以内の確定申告・納付、また事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内の中間申告・納付	4 申告・納期 西条市と同じ	4 申告・納期 西条市と同じ	4 申告・納期 西条市と同じ	4 申告・納期 西条市と同じ	地方税法第321条の8に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。																														

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地方税の取扱い(その1)				細項目	
事務事業名					専門部会名	財務部会 分科会名 税務分科会
調整方針						
区分・現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	課 題	具体的な調整内容
固定資産税	1 納税義務者 1月1日現在、市内に所在する固定資産の所有者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第343条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 税率 1.4%	2 税率 西条市と同じ	2 税率 西条市と同じ	2 税率 西条市と同じ	地方税法第350条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	3 免税点 土地 30万円 家産 20万円 償却資産 150万円	3 免税点 西条市と同じ	3 免税点 西条市と同じ	3 免税点 西条市と同じ	地方税法第351条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	4 納期 第1期 4月1日~同30日 第2期 7月1日~同31日 第3期 9月1日~同30日 第4期 12月1日~同27日	4 納期(平成15年度から) 第1期 西条市と同じ 第2期 西条市と同じ 第3期 西条市と同じ 第4期 12月1日~同25日	4 納期 第1期 4月16日~同月30日 第2期 西条市と同じ 第3期 12月1日~同月25日 第4期 2月1日~同月末日	4 納期 第1期 西条市と同じ 第2期 西条市と同じ 第3期 丹原町と同じ 第4期 2月1日~同28日	それぞれの納期が異なる。	納期は西条市の例を基本に調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地方税の取扱い(その1)				細項目	
事務事業名					専門部会名	財務部会 分科会名 税務分科会
調整方針						
区分・現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	課 題	具体的な調整内容
軽自動車税	1 納税義務者 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車等の所有者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第442条の2に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 税率(標準税率) 区 分 種別 税額 原動機付き自転車 " 5.0cc以下 1,000円 " 9.0cc以下 1,200円 " 12.5cc以下 1,600円 " ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 " 3輪 3,100円 " 4輪乗用営業用 5,500円 " 4輪乗用自家用 7,200円 " 4輪貨物営業 3,000円 " 4輪貨物自家用 4,000円 " 専ら雪上を走行するもの 2,400円 小型特殊 農作業用 1,600円 " その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	2 税率(標準税率) 西条市と同じ	2 税率(標準税率) 西条市と同じ	2 税率(標準税率) 西条市と同じ	地方税法第444条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	3 賦課期日 4月1日	3 賦課期日 西条市と同じ	3 賦課期日 西条市と同じ	3 賦課期日 西条市と同じ	地方税法第445条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	4 納期 4月11日～4月30日	4 納期 5月1日～5月31日	4 納期 5月11日～同月31日	4 納期 丹原町と同じ	納期が異なる。	納期については、東予市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地方税の取扱い(その1)				細項目	
事務事業名					専門部会名	財務部会 分科会名 税務分科会
調整方針						
区分・現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	課 題	具体的な調整内容
特別土地保有税	1 納税義務者 土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 課税標準 土地の取得価格	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ		
	3 税率 保有分 1.4%(10年間) 取得分 3.0%	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ		
	4 免税点 5,000㎡未満	4 免税点 西条市と同じ	4 免税点 西条市と同じ	4 免税点 西条市と同じ		
	5 申告・納税 (1)保有分 1月1日現在土地保有者 5月31日 (2)取得分 1月1日前1年以内 2月末日 または7月1日前1年以内 8月31日	5 申告・納税 西条市と同じ	5 申告・納税 西条市と同じ	5 申告・納税 西条市と同じ		
市(町)たばこ税	1 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 課税標準 (1)製造紙たばこの本数 (2)本数算定たばこ(1本) 喫煙用の製造たばこ ・パイプたばこ 1グラム ・葉巻たばこ 1グラム ・刻みたばこ 2グラム かみ用の製造たばこ 2グラム かぎ用の製造たばこ 2グラム	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ	2 税率 西条市と同じ		
	3 税率 1,000本につき2,668円、三級品 1,266円	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ		
	4 申告・納税 前月販売分を翌月の末日までに申告納付	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地方税の取扱い(その1)				細項目	
事務事業名					専門部会名	財務部会 分科会名 税務分科会
調整方針						
区分・現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	課 題	具体的な調整内容
鉱 産 税	1 納税義務者 鉱物の採掘事業者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法に定める 規定を基本に運用し ており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 課税標準 鉱物の価格	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ		
	3 税率 1%	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ		
	4 申告・納税 前月採掘した鉱物分を翌月の末日 までに申告納付	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ		

地方税の取扱いに関する法令

地方税法(昭和25年 法律第226号)

(地方団体の課税権)

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

(市町村が課することができる税目)

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りではない。

- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税
- 六 特別土地保有税

3 (略)

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 (略)

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- 一 都市計画税
- 二 水利地益税
- 三 共同施設税
- 四 宅地開発税
- 五 国民健康保険税

7 (略)

(市町村の配置分合があった場合の課税権の承継)

第8条の2 市町村の配置分合があった場合においては、当該配置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村(以下本条において「承継市町村」という。)の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。)その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。(以下略)

(個人の均等割の税率)

第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市 町 村	税 率
(1) 人口50万以上の市	年額 3,000円
(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円

2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところによつて計算したものによる。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年 法律第6号)

(地方税の不均衡課税)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差違があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限界として不均一の課税をすることができる。

先 例 地 の 事 例

〔篠山市〕

4町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
- (2) 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
- (3) 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取扱う。
 - ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
 - イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

〔西東京市〕

2市で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である100分の14.7を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。
 - ア 資本金等が1億円以下の法人等 100分の12.3
 - イ 資本金等が1億円を超え10億円以下の法人等 100分の13.5
- (2) 都市計画税の税率は、100分の0.24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。
- (3) 固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

〔さぬき市〕

5町で差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。
- (2) 個人市民税及び固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。
- (3) 軽自動車税の納期は、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、5月1日から5月31日までとする。
- (4) 個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。

交付率は、100分の1.0とする。
月数については、全期前納方式による算定とする。
交付額の上限は5万円、下限は100円とする。

〔徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会〕

2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。
- (2) 法人市民税の法人税割の税率は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。
- (3) 固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第1期の納期は5月1日から5月31日とする。
- (4) 都市計画税は、徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期については、固定資産税の取扱いと同様とする。
- (5) 軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は、徳山市、熊毛町の例により調整する。
- (6) 特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- (7) 入湯税は、熊毛町の例により調整する。
- (8) 鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。

〔宇摩合併協議会〕

- (1) 個人住民税
 - ・均等割の税率は、2,500円（標準税率）とする。
 - ・普通徴収に係る個人住民税の納期については、川之江市の例による。
- (2) 法人市民税
 - ・法人税割の税率については、川之江市の例による。
- (3) 固定資産税
 - ・納期については、川之江市の例による。
- (4) 軽自動車税
 - ・税率については、新宮村の例による。
- (5) 市たばこ税
 - ・4市町村に相違が無いため現行どおりとする。
- (6) 特別土地保有税
 - ・川之江市の例による。
- (7) 入湯税
 - ・川之江市の例による。

資 料

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員名簿

役職	区 分	職名又は選出市	氏 名	備 考
会 長	1号委員	西条市長	伊藤 宏太郎	
副会長	1号委員	東予市長	青野 勝	
		丹原町長	渡部 高尚	
		小松町長	塩出 皓治	
委 員	1号委員	西条市助役	石川 昭司	
		東予市助役	近藤 経美	
		丹原町助役	北野 英昭	
		小松町助役	戸田 健一	
	2号委員	西条市議会議長	青木 五十司	
		東予市議会議長	越智 宏司	
		丹原町議会議長	岡田 初	
		小松町議会議長	真鍋 行義	
	3号委員 (議会選出議員)	西条市議会議員	井上 豊實	
		東予市議会議員	荻田 元近	
		丹原町議会議員	徳永 英光	
		小松町議会議員	佐伯 出	
	4号委員 (学識経験者)	西条市	塩崎 武司	
			久門 渡	
			瀬川 政子	
		東予市	渡邊 良一	
			山内 サダ子	
			森川 義彦	
		丹原町	越智 哲雄	
			今井 正次	
服部 和子				
小松町		青野 久美		
	玉井 泰三			
	有馬 馨			
2項委員	愛媛県西条地方局長	渡部 綏彦		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局名簿

班	職 名	氏 名	帰属市町名
	事務局長	真鍋 廣行	西条市
総務班	事務局次長 兼総務班長	倉田 早苗	東予市
		佐々木 和乙	西条市
		戸田 徹	丹原町
第1調整班 第2調整班	事務局次長兼 第1調整班長	矢葺 博憲	小松町
	事務局次長兼 第2調整班長	白石 茂基	西条市
		桑原 茂樹	東予市
		近藤 学	西条市
		杉田 徹次	東予市
計 画 班	事務局次長 兼計画班長	渡部 純三	丹原町
		高橋 壮典	小松町
		吉井 靖仁	東予市
	臨 時	伊藤 仁美	